令和8年度

（R8年11月改定）

農業制度資金の御案内

～あなたの農業経営を応援します～



11月1日から農業近代化資金が変わります

群　馬　県

目的にあわせていろいろな資金を御用意しています
詳しくはP4～を参照してください

(総)…総合農政利子負担軽減制度の対象資金　　赤字…農業近代化資金の改正点(R8.11.1～)

資金の種類		対象者	借入限度額	返済(償還)期限(据置期間)
農業近代化資金 (総)		・目標地図に位置付けられた者等(農業経営高度化資金)	個　人：2億円 法　人：7億円(特認 大臣承認額)	20年 (7年)
		・農業経営高度化資金の対象とならない農業者(一般資金)	個　人：1,800万円(特認2億円) 法　人：2億円	15年 (3～7年)
		・農業協同組合等	15億円	15年 (3年)
農業経営負担軽減支援資金		・一定の要件を満たす農業者等	営農負債の残額	・一般 10年(3年) ・特認 15年(3年)
日本政策金融公庫資金	スーパーL資金(農業経営基盤強化資金) (総)	・認定農業者	個　人：3億円(特認6億円) 法　人：10億円(特認20億円) [一定の場合30億円]	25年 (10年)
	農業改良資金	・農林漁業バイオ燃料法、米粉・エサ米法、六次産業化法、みどりの食料システム法で認定を受けた農業者等	個　人：5,000万円 法人等：　1.5億円	12年 (3年・特例5年)
	経営体育成強化資金 (総)	・認定新規就農者 ・集落営農組織 ・一定の要件を満たす農業者等	・前向き(事業費の80%) 個　人：1.5億円 法人等：　5億円 ・再建整備 個　人：1,000万円 (特認1,750万円、特定2,500万円) 法人等：4,000万円 ・償還円滑化　P5を参照	25年 (3年)
	農林漁業施設資金(災害復旧)	・農業者	①②のいずれか低い額 ①貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ②1施設あたり300万円(特認600万円)	・施設の復旧 15年(3年) ・果樹改植・補植 25年(10年)
	農林漁業セーフティネット資金	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・集落営農組織 ・一定の要件を満たす農業者等	・一　般　600万円 ・特　認　年間経営費等の6/12相当ほか	15年 (3年)
	青年等就農資金	・認定新規就農者	・一　般　3,700万円(特認1億円)	17年 (5年)
総合農政利子負担軽減制度	認定農業者等利子軽減	・農業近代化資金、スーパーL資金又は経営体育成強化資金を利用する認定農業者、集落営農組織、エコファーマー及びぐんまエコファーマー	左記の制度の融資条件による ■利子補給対象限度額 個　人：1,800万円　法人等：3,600万円 ■利子補給期間：借入から5年以内 ■利子補給率：県及び市町村が利子補給を行い、借入者の金利負担を軽減(P7を参照)	

(注1) 借入利率については、令和8年10月20日現在のものです。最新のものについては相談窓口にお問い合わせください。
(注2) 記載している借入利率はすべて年率で表示しています。
(注3) 一定の要件を満たす農業者等が借り入れる場合、国の利子助成の対象となる場合があります。(詳細は最寄りの融資機関へお問い合わせください。)

借入利率(%) ※(注1)(注2)	目的														相談窓口	
	土地			農機具・施設				導入・拡大		運転資金			環境・生活		経営再建、負債の整理	
	農地等の購入	農地等の改良、造成	農地等の賃借料の一括払	農舎・畜舎等の整備	農産物の生産・流通・加工・販売施設の整備	農機具の購入	農機具・施設等の借賃の一括払い	果樹・花き等の植栽、育成	牛・豚・鶏等の購入、育成	種苗・肥料・農薬等の購入	農業に関する研修、準備	前向借換資金（注4）	公害防止施設・機械の導入	生活環境の整備改善		
3.40 ※(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			農協 銀行等
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
		○		○	○	○		○	○				○	○		
3.40															○	農協 銀行等
2.35～3.40 ※(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	日本政策金融公庫 農協 銀行等
無利子		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
3.40	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	
融資機関にご確認下さい。	台風や地震等の不慮の災害により被災した農業施設・農機具及び運搬用器具の復旧に係る施設資金、果樹の改植又は補植費用															
2.35～3.25										○					○	
無利子		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※研修除く		○			

	利用する農業近代化資金、スーパーＬ資金、経営体育成強化資金の融資条件による	農協 銀行等

(注4) 農業経営の改善を前提としての農業経営によって生じた負債の経理に必要な資金。(償還が困難となっている負債は除きます。)

農業近代化資金

令和8年11月から大きく変わります!

幅広い資金使途

経営改善のための長期で低利な制度資金で施設の取得や改良、機械の購入、長期運転資金など幅広く使える資金です。

令和８年 11 月１日から、農業近代化資金のメニューの１つとして「農業経営高度化資金」を新設し、借入限度額の引上げや償還期限の延長などを行います。

制度改正の主なポイント（農業経営高度化資金）

個人 借入限度額の引上げ	法人・団体 借入限度額の引上げ	償還期限の延長
改正前 1,800万円 ▶ 改正後 2億円	改正前 2億円 ▶ 改正後 7億円	改正前 15年以内 ▶ 改正後 20年以内

農業経営高度化資金の貸付条件

借入対象者	①地域計画のうち目標地図に位置付けられた農業者 ②主業農業者（畜産農家など） ③①②以外で一定の要件を満たす農業者
資金使途	1 施設や機械の購入 2 果樹等の植栽・育成 3 家畜の購入・育成 4 土地の改良・造成 5 長期運転資金（経営改善・前向借換）【拡充】 6 農地の取得【新設】
借入限度額	個人 2 億円　　法人・団体 7 億円
償還期限	20 年以内（うち据置 7 年以内）
融資率	100%

※農業経営高度化資金の対象とならない方は、従来の「農業近代化資金（一般資金）」をご利用ください。

農業経営負担軽減支援資金

営農負債の借換資金

経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者が、既往借入金の償還負担の軽減をするための借換え資金です。

【借入対象者】

①以下の条件を満たす農業者（法人を含む。）
- ・農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの
- ・60歳未満の者では、主として農業に従事（60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事）しているもの
- ・農業所得が総所得の過半を占めるもの
- ・現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの

②目標地図に位置付けられた者

【借入限度額】営農負債の残額

【償還期限等】

一般：10年以内(据置期間３年以内)
特認：15年以内(据置期間３年以内)



日本政策金融公庫資金

スーパーＬ資金（農業経営基盤強化資金）

認定農業者向け

認定農業者向けの長期・低利資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など経営改善を図るために幅広く使える資金です。



【借入対象者】認定農業者

【借入限度額】
個人：３億円(特認６億円)
法人：10億円(特認20億円[一定の場合30億円])

【償還期限等】
25年以内(据置期間10年以内)

～金利負担軽減措置について～

国：地域計画のうち目標地図に位置づけられる等、一定の要件を満たす認定農業者が、スーパーL資金を借り入れる場合、借入当初５年間、金利負担が軽減されます。詳細は、日本政策金融公庫に御確認ください。

県：総合農政利子負担軽減制度（認定農業者等利子軽減）での利子助成制度があります。(P.７参照)

農業改良資金

チャレンジ資金

農業経営の改善のため、創意工夫により農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジする担い手向けの資金です。

【借入対象者】
次の法律で認定を受けた農業者等
＜法律＞農林漁業バイオ燃料法、米粉・エサ米法、六次産業化法、みどりの食料システム法

【借入限度額】
個人：5,000 万円　法人等：1 億 5,000 万円

【償還期限等】
12 年以内 (据置期間３年以内)
特定地域、六次産業化法　12 年以内 (据置期間５年以内)

経営体育成強化資金

認定農業者ではない方向け

認定農業者ではない担い手が利用できる長期資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など農業経営改善のための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金があります。

【借入対象者】①認定新規就農者、②集落営農組織、③一定の要件を満たす農業者等

【借入限度額】次の①～③の範囲内でかつその合計額が個人１億5,000万円、法人等５億円以内

①前向き投資：事業費の80%
②再 建 整 備：個人：1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円)　法人：4,000万円
③償還円滑化：経営改善計画期間中の５年間(特認の場合10年間)において支払われるべき既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額)

【償還期限等】
25年以内(据置期間３年以内)
※認定新規就農者が農地等を取得する場合で借入額が1,000万円以下の場合
融資率100%・償還期限25年以内(据置期間5年以内)

農林漁業施設資金（災害復旧）

災害を受けた施設の復旧に

農業者が、台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に農業施設等を復旧するための資金です。

【借入対象者】
農業者

【借入限度額】
①②のいずれか低い額
①貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額
②1施設あたり300万円(特認600万円)

【償還期限等】
施設の復旧 15年以内(据置期間３年以内)
果樹の改植又は補植 25年以内(据置期間10年以内)



農林漁業セーフティネット資金

経営安定に

災害や社会的・経済的環境の変化などの理由で一時的に経営が悪化した農林漁業者のための資金です。

【借入対象者】
①認定農業者　②認定新規就農者
③集落営農組織　④一定の要件を満たす農業者等

【借入限度額】
一般：600万円
特認：年間経営費等の６/12に相当する額(簿記記帳を行っており特に必要と認められる者)

【償還期限等】
15年以内(据置期間３年以内)



青年等就農資金

就農準備や経営開始時の施設・機械の購入に

就農に当たっての準備に必要な経費、農業経営を開始する際に必要な施設・機械の購入や運転資金などに利用できる無利子の資金です。

【借入対象者】
認定新規就農者※原則として18歳以上45歳未満

【借入限度額】
3,700万円(特認１億円)

【償還期限等】
17年以内(据置期間５年以内)
※認定新規就農者が農地等を取得する場合には、
経営体育成強化資金(有利子)を利用できます。(P5参照)



総合農政利子負担軽減制度

「農業近代化資金」「スーパーL資金」「経営体育成強化資金」を利用する方に対し、群馬県独自制度として、県及び市町村が利子補給を行い、借入者の金利負担をさらに軽減する制度です。
ただし、国(長期金融協会)の利子助成事業の対象とならない場合に限ります。

認定農業者等利子軽減

地域農業の担い手を支援

次の方が対象資金を利用して実施する事業に利子補給を行います。

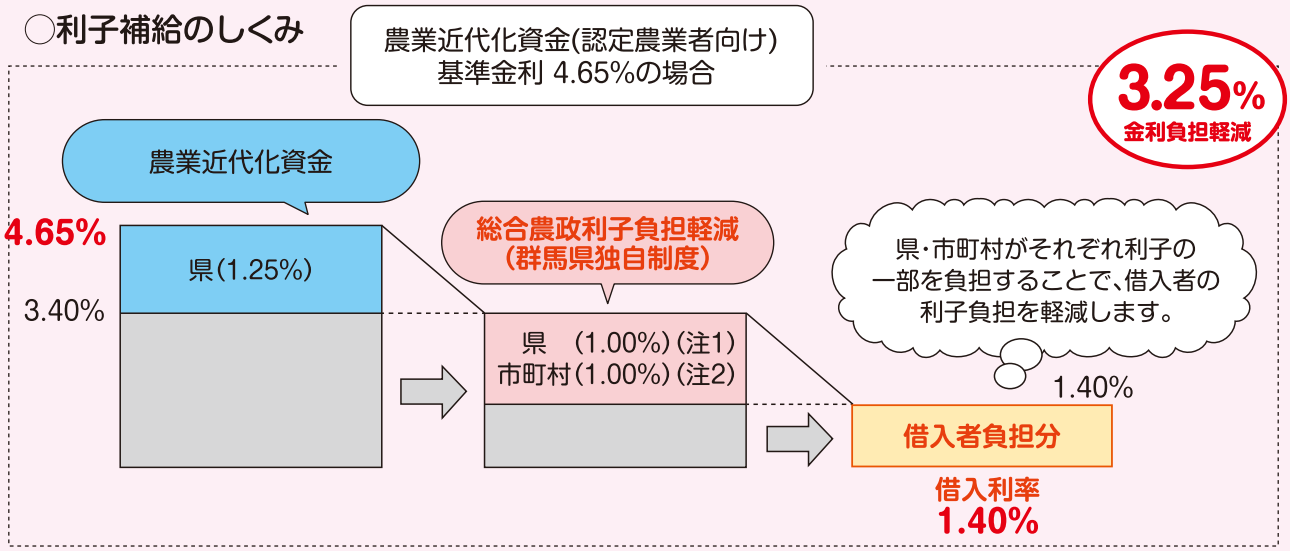
【利子補給対象者・対象資金】①認定農業者
農業近代化資金、スーパーＬ資金
②集落営農組織等
農業近代化資金、経営体育成強化資金
③エコファーマー及びぐんまエコファーマー
農業近代化資金、経営体育成強化資金

【利子補給対象限度額】個人：1,800万円
法人・集落営農組織：3,600 万円

【利子補給率】県及び市町村が利子補給を行い、借入者の金利負担を軽減します。
※県の利子補給率は、1.00%が上限です。
※市町村の利子補給率は、県と同じ補給率を想定していますが、実際の利子補給率は市町村により異なります。
※借入者の金利負担は、借入時の基準金利や市町村の利子補給内容により異なります。

【利子補給期間】５年以内

◯利子補給のしくみ



(注１)県の利子補給率は、1.00%が上限です。
(注２)市町村の利子補給率は、県と同じ補給率を想定していますが、実際の利子補給率は市町村により異なります。

債務保証制度の御案内

農業者等が農協等から資金を借り入れる場合、「群馬県農業信用基金協会」がその債務を保証する制度があります。一定金額までは、原則として無担保・無保証人で保証を行います。

借入予定額、他の負債状況等により取扱いは異なりますので、詳しくは融資機関の窓口におたずねください。

なお、日本政策金融公庫資金は、債務保証制度を利用できません。

農業制度資金の借入の際の注意事項

農業制度資金は、国・県・市町村の補助などにより長期・低利で利用できる資金です。借入にあたっては、次の点に御注意ください。

1　事前着工したものは対象外です

貸付決定・利子補給承認を受ける前に事業着工したもの、または事業完了しているものは対象になりません。

2　法手続きは別途必要です

他法令（建築基準法、農地法等）の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終了してから借入申込みを行ってください。

3　目的外使用はできません

借入金は、申請時に計画した施設や機械等の支払いに使用してください。また、購入した施設や機械を他の目的に使用しないでください。他の目的に使用した場合は、繰上償還となることがあります。

4　借入手続きは計画的に

経営改善資金計画書及び借入申込希望書を融資機関に提出してから貸付実行となるまでに最短で約 5 週間要しますので、借入を行う際は実際に資金が必要となる時期を考慮して計画的に行ってください。



詳しくは最寄りの農協（金融担当課）、市町村のほか、下記の相談窓口へお問い合わせください。

	機関名	電話番号
県関係機関	中部農業事務所	(027)233-9255
	西部農業事務所	(027)321-3600
	吾妻農業事務所	(0279)75-2364
	利根沼田農業事務所	(0278)23-0338
	東部農業事務所	(0276)31-2212
	農政部農業構造政策課	(027)226-3042
融資機関	農林中央金庫前橋支店	(027)220-2700
	(株)日本政策金融公庫前橋支店	(027)243-6061

※(株) 日本政策金融公庫前橋支店では、吾妻・利根沼田・東部の各農業事務所において、定期的に相談窓口を開催しています。
（御利用いただく際には、事前に (株) 日本政策金融公庫前橋支店に御連絡ください。）

詳しくは、群馬県農政部農業構造政策課ＨＰを御参照ください。　群馬県　農業金融　検索